

産業廃棄物収集運搬業許可証

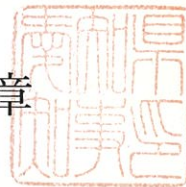
住 所 春日井市明知町 1510 番地 1

氏 名 大和エネルギー株式会社
代表取締役 下別府 正樹 様
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第一項の許可を受けた者であることを証する。

愛知県知事 大村 秀 章



許可の年月日 令和 5 (2023) 年 8 月 29 日
許可の有効年月日 令和 12 (2030) 年 6 月 23 日

1 事業の範囲

(1) 積替え、保管を除く。

廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、
繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物
の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車
等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃
棄物を含む。）、ダスト類（水銀含有ばいじん等を除く。）

以上 7 品目（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

(2) 積替え、保管を含む。

燃え殻（水銀含有ばいじん等を除く。）、汚泥（石綿含有産業廃棄物及び水
銀含有ばいじん等を除く。）、廃油、廃酸（水銀含有ばいじん等を除く。）、
廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃プラスチック類（自動車等破
砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、金属くず（自動車
等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又
は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石
綿含有産業廃棄物を除く。）、銻さい（水銀含有ばいじん等を除く。）

以上 11 品目（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれ ぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上 げることができる高さ

(1) ア 所在地

春日井市明知町字頓明 1510 番 147

イ 面積

1, 119m² (保管面積 90.79m²)

ウ 産業廃棄物の種類

燃え殻 (水銀含有ばいじん等を除く。)、汚泥 (石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。)、廃油、廃プラスチック類 (自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、金属くず (自動車等破砕物を除く。)、鋳さい (水銀含有ばいじん等を除く。)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 保管上限

92.96m³

オ 高さ

該当なし

(2) ア 所在地

春日井市明知町字頓明 1510 番 45

イ 面積

2, 973.49m² (保管面積 52.22m²)

ウ 産業廃棄物の種類

廃酸 (水銀含有ばいじん等を除く。)、廃アルカリ (水銀含有ばいじん等を除く。)、廃プラスチック類 (自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、紙くず、木くず、金属くず (自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず (自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 保管上限

41.53m³

オ 高さ

該当なし

(3) ア 所在地

春日井市明知町字頓明 1510 番 1

イ 面積

796.02m² (保管面積 86.18m²)

ウ 産業廃棄物の種類

廃プラスチック類 (自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、紙くず、木くず、金属くず (自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず (自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

エ 保管上限

78.94m³

オ 高さ

該当なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成 元年 3月 6日 新規許可

平成 5年12月 9日 更新許可

平成11年 3月 5日 更新許可

平成16年 3月 6日 更新許可

平成21年 3月 6日 更新許可

平成28年 3月24日 更新許可

平成28年 6月24日 更新許可 (優良認定)

令和 5年 8月29日 更新許可 (優良認定)

5 積替え許可の有無

有 ・ 無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無

